

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	八王子市
4. 届出番号	12
5. 独自利用事務の事例番号	116-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/007/006/p021372.html

執行機関名 八王子市長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども及び子育て家庭に関する事務であって市規則で定めるもの(園児の保護者)
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		八王子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例 別表第1 第9の項 子ども及び子育て家庭に関する事務であって市規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第1条	平成29年度八王子市私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱 第1条 第2条 平成29年度八王子市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱 第1条 第2条

⑥事務の趣旨又は目的	子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設(以下「私立幼稚園等」とする。)に在籍する幼児の保護者に対して、市が当該年度において予算の範囲内で交付する補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 第2条 私立の幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対して補助金を交付することにより、保護者の負担を軽減し、もって幼児教育の振興と充実を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		平成29年度八王子市私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱 平成29年度八王子市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号	平成29年度八王子市私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱 第8条
②事務の内容	子ども・子育て支援法第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務	私立幼稚園等就園奨励費補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号ロ	平成29年度八王子市私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱 第8条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 2 号	平成29年度八王子市私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱 第11条
②事務の内容	子ども・子育て支援法第二十二條の届出に係る事実についての審査に関する事務	事務1の補助金の交付の申請又は交付決定の内容の変更に関する届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 2 号ロ	平成29年度八王子市私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱 第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号	平成29年度八王子市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱 第8条第1項
②事務の内容	子ども・子育て支援法第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務	私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号ロ	平成29年度八王子市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱 第8条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 2 号	平成29年度八王子市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱 第11条
②事務の内容	子ども・子育て支援法第二十二条の届出に係る事実についての審査に関する事務	事務4の補助金の交付の申請又は交付決定の内容の変更に関する届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 2 号ロ	平成29年度八王子市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱 第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報